



平成24年
10月1日(月)
から

指定ごみ袋制度 完全導入！



指定ごみ袋制度の導入目的

1. ごみ減量意識の向上
2. 分別の徹底によるさらなる資源化の促進
3. 排出方法の適正化と収集作業等の安全確保



市民の皆さんは《市が指定するごみ袋》で家庭ごみ(もえるごみ・もえないごみ・資源ごみ)を出していただくこととなります

市が指定するごみ袋

お店で売っているごみ袋の他、レジ袋など透明・白色の半透明で「中身のはっきり見える袋」です(基本は透明です)。

透明とは...



半透明とは...



無色で中身の見える袋



白色で袋を通して文字がはっきり見え、ごみの色や形がわかる袋

使用できないごみ袋

白色以外の有色半透明や中身の見えないものは使用できません。



中身が見えても有色のものは不可! 中身の見えないものは不可!

写真は、それぞれのごみ袋の違いを分かりやすくするために、ごみの代わりに「古新聞」を入れています。しかし、本来「古新聞」は古紙回収に出すことになっておりますので、ご了承ください。



平成24年10月1日(月)から
《市が指定するごみ袋》
以外は使用できません

市が製造・販売する
有料指定ごみ袋
ではありません



指定ごみ袋制度Q&A

市民説明会で寄せられた「ごみの出し方」に関する質問を紹介します。

Q 10月1日以降、白色以外の半透明のごみ袋、中身が見えないごみ袋で出された場合、どうなるの？

A 収集できません。次回の収集日に、「市が指定するごみ袋（透明・白色の半透明で中身が見える袋）」に入れて、出してください。



Q ごみ処理が有料化になるの？

A 今回導入する「指定ごみ袋制度」は、ごみ処理手数料が価格に含まれている「有料指定ごみ袋制度」ではありません。



Q 指定するごみ袋はどこで購入できますか？

A 市が製造・販売する規格品ではありません。透明・白色の半透明で中身が見えるごみ袋であれば、どの小売業者で販売しているごみ袋を購入していただいても結構です。



Q レジ袋は店名などが印刷されていても使用できますか？

A 透明・白色の半透明で中身のはっきり見えるレジ袋であれば、店名などが印刷されていても使用できます。



Q プライバシーの問題もありますが...

A プライバシーにかかわるもの（生理用品・おむつ・下着など）については、中身の見えない内袋に包んで出すことができます。ただし、すべてのごみを中身の見えない内袋に包んで出すことはできません。



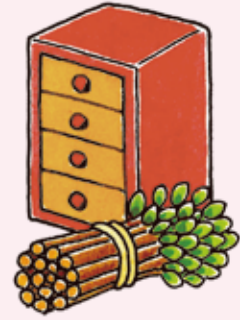
Q 台所ごみにもプライバシーがあるのでは？

A 台所ごみをプライバシーと感じる方は、中身の見えない内袋に包んで出すことができます。ただし、水切りをするようにお願いします。



Q 袋に入らないごみはどうすればいいの？

A 剪定枝や粗大ごみなど袋に入らないごみは、ひもでくるなどして、そのまま出すことができます。



Q ガラスなどの割れものは新聞紙などに包む方が作業員はけがをしないのでは？

A 中身が見える袋であれば、収集時にけがをしないように対策をとることができます。ただし、市民の皆さんがごみ出しの際にけがをするおそれがある場合は、新聞紙などに包んでもらっても結構です（割れものと明記することもお願いします）。刃物などは、刃の部分にガムテープや厚紙などで覆うようにお願いします。



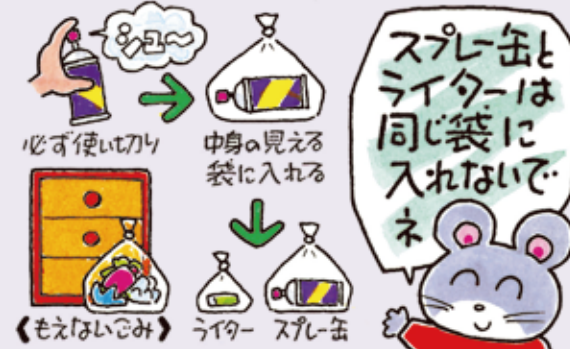
Q 町内会等が実施している集団回収の際、古布を出すのも「市が指定するごみ袋」を使用するのですか？

A 基本は透明・白色の半透明のごみ袋をお願いします。ただ、回収の可否につきましては、契約業者におたずねください。



Q スプレー缶・ボンベライターの出し方は？

A これまでどおり必ず使い切り、透明・白色の半透明で中身が見える袋に入れて「もえないごみ」の日にごみと分けて出してください。



皆さんのご協力をよろしくお願いします

